

福津市空き家バンクの媒介等に関する協定書

福津市（以下「甲」という。）と 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、**福津市空き家バンク実施要綱**（平成 26 年福津市告示第 21 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 1 号に規定する空き家（以下「空き家」という。）について、乙の会員（以下「丙」という。）の媒介等に関して、次の通り協定を締結する。

（総則）

第 1 条 甲及び乙は、地方公共団体及び公益法人としての各々の社会的使命を有する立場と信義誠実の原則に立ち、この協定に基づき空き家に係る売買、賃貸借等の適正かつ円滑な推進を図るものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この協定において「空き家の媒介」とは、空き家の売買、賃貸借を希望し、甲に登録申込みをした者（実施要綱第 6 条第 2 項に規定する申請書を提出した者をいう。以下「所有者等」という。）の物件に対し、当該物件の売買、賃借等の代理又は媒介を行うことをいう。

2 丙とは、乙の会員のうち**事業所**を福津市内に置く会員をいう。

（業務執行体制の整備）

第 3 条 乙は、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

(1) 社会的信頼の確保と節度ある規律の確立

(2) 取引の信頼性と安全性の確保

（事業者の登録及び媒介の業務）

第 4 条 甲は、乙を通して空き家の媒介を希望する丙を募集するものとする。登録を希望する丙は、実施要綱第 5 条第 2 項に基づき、市長に事業者登録の申請をする。

2 甲は、実施要綱第 6 条第 2 項に規定する申請を受け付けた場合は、同第 7 条の規定に基づき、速やかに乙に対して当該物件の媒介を行う丙の選定を依頼し、**丙を所有者等に紹介するものとする。**

（媒介に係る結果等の報告）

第 5 条 丙は、**実施要綱第 8 条第 1 項の規定に基づく所有者等**との媒介の契約は、書面で締結するものとする。

2 丙は、**実施要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、甲へ媒介契約締結の報告を行うものとする。**

（媒介の報酬）

第 6 条 空き家の媒介に係る報酬については、**実施要綱第 10 条に基づき**、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定により定める額の範囲

とする。

（苦情又は紛争の処理）

第 7 条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙丙協議の上処理するものとする。ただし、空き家の媒介に係る事項については、乙及び丙の責任において処理するものとする。

（協定の解除）

第 8 条 甲及び乙は、この協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙又は丙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責を負わない。

（事務の処理）

第 9 条 甲又は乙は、事務の諸手続きを円滑に処理するため、それぞれ事務取扱責任者を置くことができる。この場合において、甲又は乙は、書面により通知するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 10 条 甲乙及び丙は、空き家バンク制度の利用により取得した個人情報を他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成等をしてはならない。

（雑則）

第 11 条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福津市 市長 福井 崇郎

乙 公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 会長 ○○ ○○